

資料 1

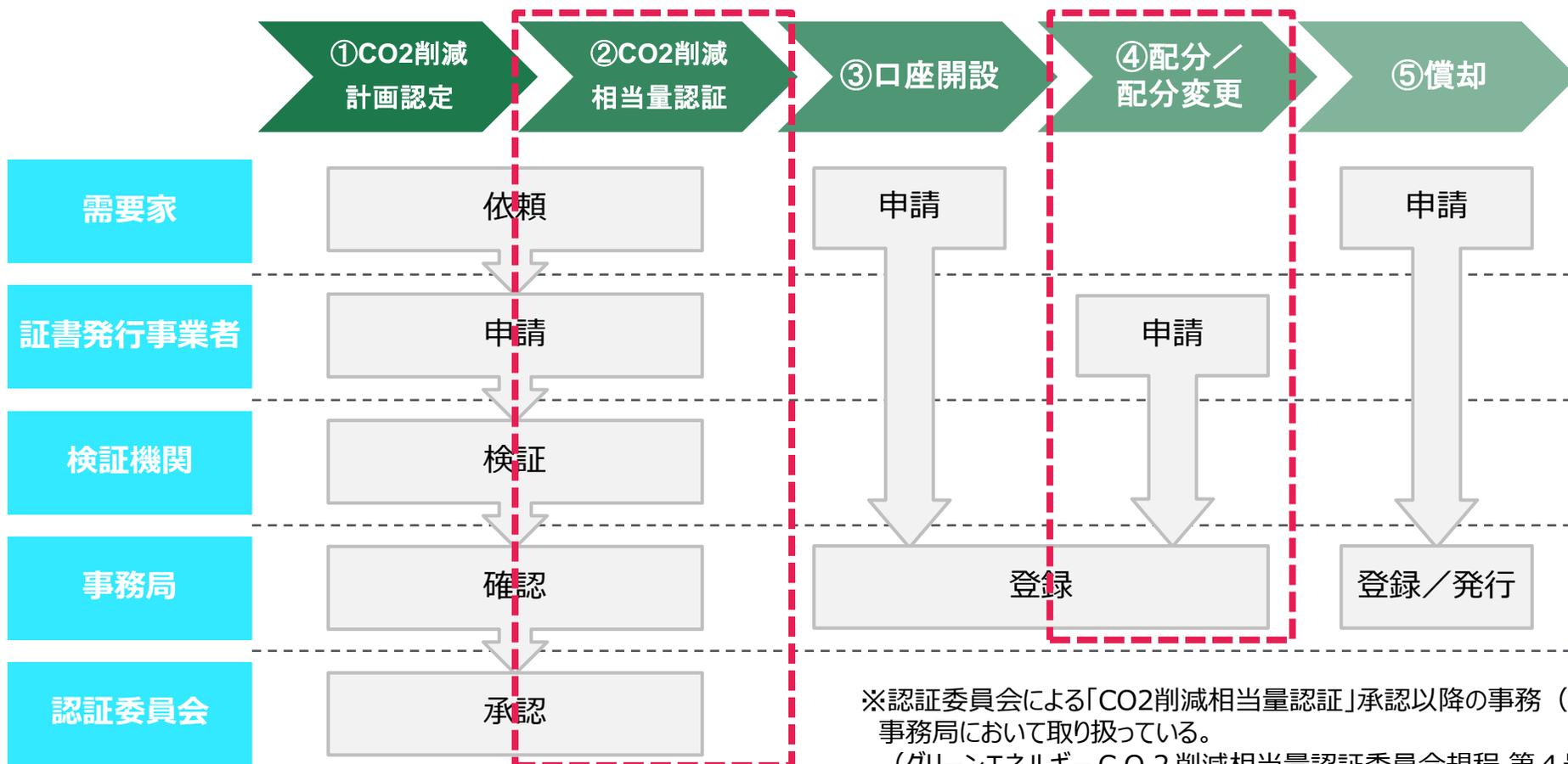
第34回認証
委員会資料

重複申請確認に向けた申請様式変更のご報告

2022年10月

1.グリーンエネルギーCO2削減相当量認証の流れ

- グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度において、グリーン電力証書購入者（以降、需要家）が償却（温対法報告への利用）するまでの大きな流れは、以下の通り。
- 今回の事案では「④配分」で申請すべき案件について、「②削減相当量認証」で申請を行い、重複認証案件が発生。



※認証委員会による「CO2削減相当量認証」承認以降の事務（③～⑤）は、事務局において取り扱っている。
（グリーンエネルギーCO2削減相当量認証委員会規程 第4号）

2.重複認証案件の発生について

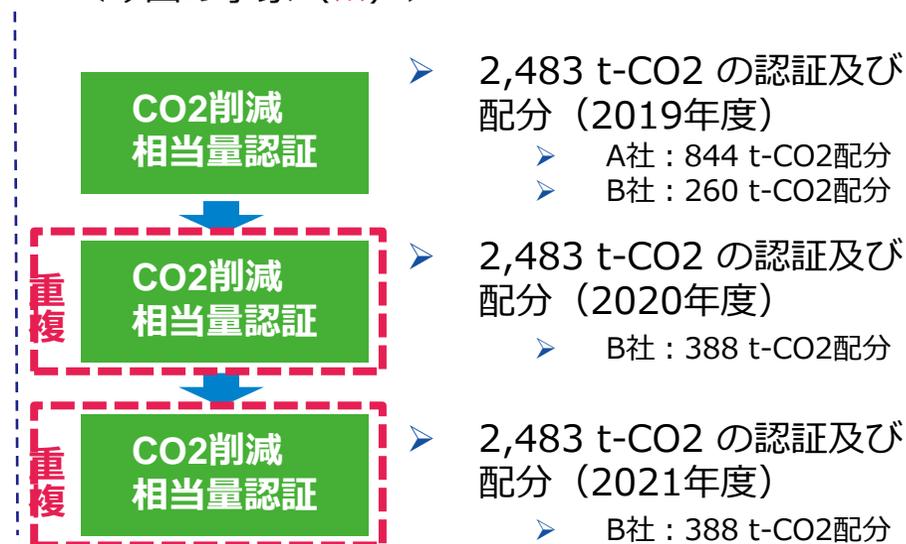
- 「CO2削減計画認定」における同一の「発電期間／発電量」に対して、3回の申請がなされており、重複した承認／認証量（t-CO2）が発生。

- 発電期間 : 2018年8月1日～2018年10月31日
- 発電量 : 4,793,598 kWh
- 認証量 : 2,483 t-CO2
- 認証委員会 : 第26回（2019年度）、第29回（2020年度）、第30回（2021年度）

<本来実施すべき申請>



<今回の事象（※）>



※2019～2021年度の配分量合計（1,880t-CO2）は、2019年度の初回認証量（2,483t-CO2）未滿の配分であり、過剰な配分及び償却がなされているものではありません。

3.重複認証案件の発生原因について

- 申請様式に記載の内容から重複案件の特定に至らなかった。
- また、事務局及び検証機関において、申請案件と過年度認証案件との照合項目に不足があった。

原因	詳細
照合作業に必要な情報の不足 (申請様式)	<ul style="list-style-type: none">• 申請様式において、計画認定時に付される「<u>認定番号</u>」の記載箇所がなく、<u>過去案件との照合作業が困難であった。</u>• 同一設備・期間における全発電電力量が把握できておらず、<u>別申請の可能性の有無について、把握できていなかった。</u>
過年度認証の内容との整合性確認 証書発行事業者のみへの確認 (事務局)	<ul style="list-style-type: none">• 事務局においては申請情報管理台帳にて管理を行っているが、「<u>申請事業者名</u>」「<u>設備名称</u>」と「<u>発電期間</u>」による照合作業となっていた。• 3回目(第30回認証委員会時)には重複を認知できたものの、<u>申請事業者から別申請である旨の説明を受け、委員会付議に至った。</u>
過年度認証の内容との整合性確認 (検証機関)	<ul style="list-style-type: none">• 検証業務においては受付台帳にて管理を行っているが、<u>従来、「発電期間」が記録対象外となっていた。</u>

4-2.既ダブルカウント分の処理

- ダブルカウントが発生したCO2削減相当量認証については、運営規則及びグリーンエネルギーCO2削減相当量認証委員会規程 第4号（第2回認証委員会決定）に則り、保有者による申請に基づき過剰認証量を「取消」いたします。

運営規則

第7章 グリーンエネルギーCO2削減相当量の管理

第7章 グリーンエネルギーCO2削減相当量の管理

1. グリーンエネルギーCO2削減相当量の管理

委員会は、グリーンエネルギーCO2削減相当量を認証した場合は、委員会で定めるところにより、当該グリーンエネルギーCO2削減相当量に係る保有者、その量、認証を受けた日等を保有口座に管理・記録する。

2. グリーンエネルギーCO2削減相当量の償却・取消

委員会は、グリーンエネルギーCO2削減相当量の保有者から保有するグリーンエネルギーCO2削減相当量の全部又は一部について、その償却又は取消の申請があった場合は、委員会の定めるところにより償却又は取消し手続を行い、その事項を管理・記録する。

雑則

1. 申請書類の様式

委員会は、本規則に基づく委員会による認定、認証又は登録その他の手続のために必要となる申請書類についてその様式を定める。

グリーンエネルギーCO2削減相当量認証委員会規程 第4号 (第2回認証委員会議題)

資料2-1グリーンエネルギーCO2削減相当量の管理について

(3) 取消とは、委員会が、償却以外の場合にグリーンエネルギーCO2削減相当量を取消口座に移転することをいう。

(4) 配分とは、グリーンエネルギーCO2削減計画の申請者が保有口座名義人である場合において、当該保有口座に記録されたグリーンエネルギーCO2削減相当量を他の者の保有口座に移転することをいう。

(5) 償却・取消をしたグリーンエネルギーCO2削減相当量については、その後、いずれの口座にも移転することはできないものとする。

6. 保有口座の開設・変更及びグリーンエネルギーCO2削減相当量の記録・通知

本規程に定める保有口座の開設・変更、グリーンエネルギーCO2削減相当量の記録及び通知については事務局が行うものとする。

7. 事務の取り扱い

本規程に定める委員会の行う事務については、事務局において取り扱うものとする。

対応詳細

<現認証量>

CO2削減
相当量認証

- 2,483 t-CO2 の認証及び配分（2019年度）

- A社：844 t-Co2配分
- B社：260 t-Co2配分

「776 t-CO2」の取消

CO2削減
相当量認証

- 2,483 t-CO2 の認証及び配分（2020年度）

- B社：388 t-Co2配分

「2,095 t-CO2」の取消

CO2削減
相当量認証

- 2,483 t-CO2 の認証及び配分（2021年度）

- B社：388 t-Co2配分

「2,095 t-CO2」の取消